

「舞鶴造修補給所」自動化倉庫器材の点検及び保守に係る契約希望者募集要項（公募）

「舞鶴造修補給所」自動化倉庫器材の点検及び保守に係る契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）
契約担当官等
海上自衛隊舞鶴地方総監部
経理部長 池田 亮

記

1 調達予定品目

令和7年度、令和8年度及び令和9年度の舞鶴造修補給所が要求元である自動化倉庫器材の点検及び保守に係る役務契約

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている

期間中の者でないこと。

- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
- (5) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」に係る東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、又は中国地区の競争参加資格を有する、または申請中の場合は資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できる者
- (6) 当該役務に必要な次の事項を満たすか、契約締結時までに満たすことができる者
 - ア 点検及び保守を行う当該機器等の製造会社と技術協定を締結していること及び技術資料等が入手できること又はその者と連携できる者
 - イ 当該機器等（別表による。）に対し、次に示す点検及び保守等が実施できること。またこれに対して所要の能力を有する技術者等を確保できる者
 - (ア) 製造元の技術資料（メンテナンスマニュアル）による点検作業
 - (イ) 製造元の技術資料（メンテナンスマニュアル）による官に対するメンテナンス教育
 - (ウ) 電話等による技術支援（ヘルプデスク）
 - ウ 不具合発生時に迅速かつ継続的に対応が可能な者
- (7) 下請企業への一部業務委託
 - 当該役務を実施するにあたり、下請企業に一部を委託する場合は、委託させる業務に応じて前項を満たすこと。
- (8) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。

3 参加表明

応募する者は、別紙様式に示す「参加表明書」及び次の各号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

- (1) 資格審査結果通知書の写し
- (2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

4 技術資料の提出

(1) 応募時の提出

過去5年以内に同一資料を提出した者で、本年度の資料に変更がないか又は部分的な変更のみである場合は、変更のない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで、当該資料の提出を省略することができる。

また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

ア 過去5年間における受注実績一覧（他省庁、地方自治体の受注実績を含む。）及び契約書の写（過去5年間の直近5件。それに満たない場合は当該期間の全件とし、実績のない場合は省略可）

イ 第2項第6号に規定する設備及び体制等を証明する書類（様式適宜）

ウ 下請企業に一部業務委託を行う場合は、下請（予定）企業一覧表及び本項ア及びイに規定する書類

エ 誓約書、証明書、保証書その他第2項第8号を証する書類

(2) 対象期間内の提出

複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

5 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊舞鶴地方総監部経理部契約課審査係

〒625-0087

京都府舞鶴市字余部下1190番地

0773-62-2250（内線2255）

(2) 提出期間

令和7年1月27日（月）～令和7年2月14日（金）

なお、上記の期間にかかわらず新たに体制・設備が整った場合は応募することができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

(3) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時00分から午後4時45分までとする。ただし、正午から午後1時までの時間を除

く。

(4) 提出部数

第3項本文に示す「参加表明書」は2部、第4項に示す「技術資料」は1部。

- (5) 新たに体制・設備が整った場合は、提出期間に関わらず参加表明をすることができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

6 技術資料の審査等

- (1) 技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。
- (2) 技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から検査・修理体制調査のために工場等（下請企業の工場等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、工場等への立入りを含め調査に協力しなければならない。

7 応募者に対する審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

8 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内（土、日及び祝日を除く。）に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓 口

海上自衛隊舞鶴地方総監部経理部契約課審査係

イ 時 間

直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時00分から午後4時45分までとする。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

- (2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は、応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。
 - ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。
 - イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
 - ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
 - エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
 - オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
 - カ 提出資料は、他の目的に使用しない。
 - キ 提出資料に受注の可否に影響のある変更が生じた場合には、速やかに報告すること。
 - ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
- (2) 資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編み綴りは不要とする。

添付書類：別紙様式「参加表明書（記入例）」

別 表

(記入例)

年 月 日

舞鶴地方総監経理部長 殿

〇〇株式会社〇〇

代表取締役 〇〇〇〇

参加表明書 (舞監公示第 号)

標記について、下記のとおり応募します。

記

番号	調達予定品目	
1	「舞鶴造修補給所」自動化倉庫器材の点検及び保守	

- 添付書類：1 資格審査結果通知書（写し）
2 令和〇〇年〇月期有価証券報告書及び監査報告書
3 技術資料一式

※記入例注

募集区分に一部制限又は条件がある場合は備考欄に記載する。

調達予定品目及び役務等内容

番号	対 象	対 象 機 器	構 成	数 量	点 検	保 守
1	自動化倉庫器材の 点検及び保守	自動化倉庫器材 (製造元：オートストアシステムズ 及び株オカムラ)	ロボット	8EA	○	電話等による技術支援 メンテナンス教育
			充電ステーション	8EA	○	
			ステーション(ポート)	3SE	○	
			制御用電算機/分電盤	1式	○	